

中国の「不公正な貿易慣行」 に対する欧米の政策措置

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2025 年 5 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1. 総論

中国では、1978 年頃の改革開放政策の開始とともに、政府が主導する計画経済から市場が主導する社会主義市場経済への移行が始まった。1980 年代から 1990 年代にかけて、中国は、国有企業改革、現代的な銀行システムの構築、大規模なインフラ建設を行い、また、経済特区や沿海部の都市の開放を進め、外資の誘致、対外貿易の促進政策を進めてきた。

2001 年、旧 GATT 時代から始まった加盟交渉を終え、中国は正式に WTO の加盟国になった。その後、中国は、さらなる国内産業の開放、および中国経済の国際化を進めた。中国の GDP は WTO 加盟当時の 2001 年から 12 倍以上に拡大し¹、米国に次ぐ、世界第 2 位の経済大国となった。中国の貨物貿易総額は、2001 年の 5,096 億ドルから 2023 年には 5 兆 9,368 億ドルまで増加し²、世界最大の貨物貿易国になった。特に WTO 加盟後には、米国、EU、日本を含む西側諸国との貿易関係がますます緊密となった³。中国は「世界の工場」になったのみならず、電気自動車、半導体などの技術分野においても優位性を獲得しつつある。

一方、中国政府による国内産業の育成・保護のための大規模な補助金の交付、国の重要産業の大部分を占める国有企業の存在、補助金や国有企業による市場原理に基づかない経済活動は、従来から西側諸国から問題視され続けてきた。また、外資の各産業分野への参入に対する障壁、知的財産権の侵害、事実上の技術移転の強制等、不公正な貿易政策を通じた政府介入を行っているとして、米国・EU 等に引き続き批判されている。

近時では、上記のような非市場経済および大規模な政府介入に起因する過剰供給能力、およびそれによる製品の安値輸出が非常に問題視され、各国は中国に対して、WTO 協定および各国の国内の関連法規に基づき、調査に基づくアンチダンピング措置、補助金相殺関税措置等を実施し、また、中国の不公正な貿易措置に対する WTO への提訴を行った事例も多数あった。

また、米国は中国に対して、不公正な貿易措置を対象としたいわゆる 1974 年通商法 301 条調査に基づく措置を実施し、EU は、反威圧手段規則を施行する等、中国に対して国内・域内法に基づく一方的な措置を発動する例もある。

本稿では、これまで米国・EU が問題視してきた中国の貿易分野における主要な懸念点を紹介したうえで、それらに対処する手段として米国・EU が援用してきた中国の不公正な貿易政策に対する政策、措置を概観し、それに対する中国側の主張、反論および対抗措置について整理し、WTO のルールとの整合性について分析、検討する。

¹ 中国国家統計局 <https://data.stats.gov.cn/search.htm?s=GDP>

² WTO <https://stats.wto.org/>

³ WTO trade map
https://www.wto.org/english/res_e/statis_e/statis_maps_iframe_e.htm?country_selected=CHN&option_Selected=3

2. 中国の貿易分野に対する欧米の主な懸念点

(1) 非市場経済問題

中国が改革開放政策を導入して以降、民営企業の数が増加するとともに、市場経済活動をバックアップするための立法活動も行われ、市場経済が発展してきた。一方、中国の非市場経済問題は、中国の WTO 加盟後間もない時期から問題視され続けており、市場原理の正常な機能を妨げる政府介入がこうした指摘の主要な論点となっている。その中でも、大規模かつ不透明な補助金や、国有企業の存在の大きさが、市場の競争条件を歪めているとの指摘は強い⁴。

中国の産業補助金については、過剰能力・過剰生産の要因となっているとして問題視されている⁵。また、政府が交付する補助金に関する WTO への通報が不十分である点も指摘されている。

国有企業は、重要産業分野を中心に、中国国内において高い市場シェアと存在感を有しており、産業政策の実施や、重要セクターにおける政府による管理を実施するための媒体となっているとして問題視されている⁶。また、国有企業は、補助金の主要な受益者であることから、市場価格の歪曲や過剰設備の原因ともなっているとの指摘がある⁷。中国は、上記指摘に対し、国有企業は独立した市場プレーヤーとして公平な競争環境で競争しており、全て商業上の考慮に基づいて行動していると反論する⁸。

(2) 過剰生産能力

上記の非市場経済に基づく大規模な補助金や国有企業の存在感の大きさ等の市場歪曲的な慣行、これらの結果生じる過剰な設備投資や、市場原理によって淘汰されないゾンビ企業の存在等が原因で、中国の過剰生産能力が生じていると指摘されている⁹。中国の過剰生産能力問題は、特に鉄鋼や造船の分野で顕著であり 2010 年代後半から問題視されてきている。今日では先端技術分野の半導体においても過剰生産の懸念が指摘されている¹⁰。

また、過剰生産の結果生じる安値輸出に対して、欧米は後述のようにアンチダンピング関税や補助金相殺関税の利用等で対応している。

中国は、鉄鋼の生産能力の増加は、2008 年の国際金融危機による世界的な経済不況に対

⁴ 2024 年 TPR (WT/TPR/M/458 パラ 4.80-4.83、4.142-143)、Office of the United States Trade Representative, 2024 Report to Congress on China's WTO Compliance, January 2025、2022 年経済産業省不公正貿易報告書等

⁵ WT/TPR/M/375、WT/TPR/M/458、Office of the United States Trade Representative, 2024 Report to Congress on China's WTO Compliance, January 2025

⁶ WT/TPR/M/458

⁷ WT/TPR/M/415

⁸ WT/TPR/M/415、WT/TPR/M/458、WT/TPR/M/375 等

⁹ Office of the United States Trade Representative, 2024 Report to Congress on China's WTO Compliance, January 2025, pp. 7-8

¹⁰ 2018 年 TPR (WT/TPR/M/375 パラ 4.138)、2022 年 TPR (WT/TPR/M/415 パラ 4.133) 等

処するための経済刺激策の副作用であるとし、これまでに定量的な指標を設定し、粗鋼生産能力を削減してきたと主張している。また、中国の鉄鋼生産量は世界の総生産量の半分を占めているが、輸出は総生産量のわずか 9.5%に過ぎず、他の国より低いことを主張し、過剰生産問題を解決するには多国間の協調が必要であると反論している¹¹。

(3)知的財産権保護

中国は、WTO への加盟後「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の規定を遵守するため、それまでの知的財産関連法令の改正および新たな立法を進め、2010 年以降は、知的財産権保護に関する法執行を強化する姿勢を示している。その一方、海賊版、模倣品、特許権侵害等、知的財産権の侵害行為に対する執行面の不備については、中国の長年の課題として指摘されている。また、中国への投資等の条件として、または在中国外資系企業が技術移転を要求または強制されるといった事例が指摘され、事実上の強制技術移転要求の問題も指摘されている。こうした問題は、経済安全保障（技術的優位性の確保）への関心の高まりや、先端技術分野における中国の急速なキャッチアップも背景に、以前にも増して強く懸念されている¹²。

これに対して、中国は、外国企業が中国の協力パートナーに技術を移転することを義務付ける法律は中国には存在せず、中国企業と外国企業の技術協力は、完全に自主的なビジネス取引に基づく契約行為であると主張している。また、知的財産権侵害に関しては、中国政府は知的財産権保護のための法制度を確立し、知的財産権裁判所や専門の法廷を設置し、今後とも執行の改善を続けることを強調している¹³。

3. WTO 枠組における米欧による対抗措置

(1)アンチダンピング（AD）措置

WTO 協定でいう「ダンピング」とは、ある產品が正常価額よりも低い価額で他国に輸出されることを指す。正常価額とは、通常、輸出国の国内向け販売価格を指す。ダンピング輸出によって、輸入国の産業に実質的な損害を与えるか、もしくは与えるおそれがあるとき、輸入国はダンピング輸入された產品に対して、正常価格と輸出向け販売価格との差（ダンピング・マージン）を上限とする関税（AD 税）を賦課することができる。

中国からの輸出に対するダンピング・マージンの認定においては、2001 年の WTO 加盟時の約束である加盟議定書に基づき、中国生産者が市場経済条件が普遍的であることを明らかに示すことができない場合には、輸入国である WTO 加盟国は、第三国の価格・コストを参照した代替価格を用いることができるとされた（加盟議定書 15 条(a)項(ii)）。この背景

¹¹ 2018 年 TPR (WT/TPR/M/375 パラ 5.13-5.16)

¹² 2022 年 TPR (WT/TPR/M/415 パラ 4.131)、Office of the United States Trade Representative, *2024 Report to Congress on China's WTO Compliance*, January 2025, p. 9

¹³ 2018 年 TPR (WT/TPR/M/375 パラ 5.20)

には、中国については、国有企業による市場経済の原則に基づかない行為等による競争歪曲性等の問題が存在し、市場経済化が不十分で、真の国内価格が分からなかったり、不相当に低かったりするため、輸出価格との適切な価格比較ができず、適切なダンピング・マージンを判断しにくいという認識がある。

ただし、上記加盟議定書 15 条(a)項(ii)は、加盟 15 年経過後の 2016 年 12 月 11 日に失効することとされた（加盟議定書 15 条(d)項）。この根拠条項の一部失効に伴い、本条項の法的な解釈論が国際的な議論となった。本条項の失効後も、欧米は、中国に対してアンチダンピング調査を行う際、調査当局側に一定の説明責任を課しつつ、引き続き中国については非市場経済国（Non Market Economy、以下「NME 国」という）として代替価格を使用し、ダンピング・マージンを算定する手法を取っている¹⁴。

(a) 米国

米国は、米国 AD 法令（1939 年関税法 1677 条(18)）において、AD 調査において代替価格を使用できる「非市場経済（NME）国」の定義を設け、別途米商務省が、「中国」について NME 国である旨認定している。中国の WTO 加盟議定書に基づき、NME 国認定の根拠条項である 15 条(a)(ii)失効後も、引き続き中国の NME 国扱いを維持し、中国に対する AD 調査において、代替価格を使用している。

2017 年 10 月、中国産アルミ箔に対する AD 調査において、1939 年関税法に基づき、米商務省は中国について改めて NME 国である旨を認定した。当該認定は、中国が NME 国である理由として、中国政府等が、主要な経済主体（金融機関、製造業、エネルギー産業、インフラ産業等）の株式保有、また産業計画等による達成目標の指示等によって、資源配分を直接または間接的に管理し、経済主体のインセンティブを歪めているため、中国では市場原理が十分に機能しているとはいえないことを挙げている¹⁵。

2017 年 11 月、上記米国による AD 調査における NME 国認定の手続について、中国が WTO 紛争解決手続に対して協議要請を行った。中国は協議要請に際し、2016 年 12 月 11 日に加盟議定書 15 条(a)(ii)が失効した時点で、中国について NME 国との認定に基づいた措置は正当化されず、失効以降は、議定書 15 条(a)(ii)に基づき「中国の国内価格またはコストとの厳格な比較に基づかない」方法を用いて正常価額を決定することはできないと主張した。その後、中国は米国に対してパネル設置要請を行っていない¹⁶。

(b) EU

¹⁴ 経済産業省 2018 年不公正貿易報告書、216-218 頁。実際の調査実務における手法が争点となった WTO 紛争解決手続の事例として、例えば、DS379（*US — Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)*）、DS405（*EU — Footwear (China)*）

¹⁵ <https://enforcement.trade.gov/download/prc-nme-status/prc-nme-review-final-103017.pdf>

¹⁶ DS515（*United States — Measures Related to Price Comparison Methodologies*）

EU では、2017 年以前の規則(EU)2016/1036（以下「AD 基本規則」という）第 2 条 7 項において、いわゆる「非市場経済」国からの輸入についての正常価額の計算手法を定めていた。具体的には、AD 基本規則第 2 条 7 項(b)では、中国を非市場経済国として名指しし、正常価額を計算するための、同第 2 条 1 項から 2 条 6 項までに定める規則では、当該生産者が対象製品の製造および販売に関して、市場経済条件が浸透していることを実証できる場合にのみ適用されると規定していた。当該生産者は、市場経済条件の基準を満たしていることを証明しなければならず、この証明を行うことができない生産者に対しては、「市場経済」第三国における価格または構成価額に基づいて正常価額を決定するとされていた。

中国は、WTO 加盟議定書 15 条(a)項(ii)の失効後は、上記の計算方法は WTO の関連規定に違反するとして、WTO 紛争解決手続に対して協議要請を行い、2017 年にパネルが設置された。本件についてパネル報告書は発出されず、パネルは 2020 年に失効したが、EU は、2017 年、AD 基本規則において中国の名指しをやめ、当局が「重大な歪曲」について認定を行う責任を負う旨、規則を改正した¹⁷。

(2)反補助金・相殺関税調査

1995 年、WTO 協定の 1 つとして「補助金および相殺関税に関する協定」（以下、「SCM 協定」という）が発効した。SCM 協定では、補助金について、①政府または公的機関からの、②資金的貢献によって、③受け手の企業に「利益」が生じるものと定義されている¹⁸。

補助金によっては、その利益によって当該国の製品の価格が押し下げられ、補助金を供与しない輸入国の製品に対して競争上優位に立ち輸入国の市場を奪うことでその国内産業に損害を与えることがある。そこで、GATT6 条は補助金から国内産業を保護するための特殊関税である「相殺関税」の賦課を認めており、SCM 協定において補助金相殺関税調査および賦課に関する細則を定めている。

(a) 米国

米国は、中国に対する補助金相殺関税調査の発動件数が最も多い国である。中国に対する補助金相殺関税調査は化学原料および製品、金属製品、鉄鋼において発動が多く、自動車、電子機器、新エネルギー産業においても調査が行われている¹⁹。また、米国は AD 調査と補助金相殺関税調査を並行して行う傾向が見られる。

2007 年から 2012 年にかけて、米国は中国からの輸入品に対して、補助金相殺関税を相次いで賦課した。米国は、中国が安価な製品を供給できるのは、国有銀行からの低利融資や、

¹⁷ [EUR-Lex - 02016R1036-20171220 - EN - EUR-Lex](#) Article 2:6a

¹⁸ SCM 協定 1.1 条

¹⁹ 中国貿易救済情報網 <https://cacs.mofcom.gov.cn/cacscms/view/notice/ckys#>

採算を度外視できる国有企業からの安価での原材料調達等、いわゆる「隠れた補助金」²⁰により、生産コストが異常に低く抑えられるためであり、この「隠れた補助金」が貿易を歪めていると主張した²¹。中国は、米国による補助金相殺関税につき、2008年にWTO紛争解決手続に協議要請をし、SCM協定1.1(a)(1)条にいう「政府(government)」と「公的機関(public body)」は機能的に同等であり、政府的機能を果たす権威を法令によって付与された主体のみが公的機関たりうると主張し、当該補助金相殺関税の賦課はWTO協定と不整合であると主張した。2011年に出されたWTO上級委員会報告書では、米国の「隠れた補助金論」の正当性は認められなかったが、米国は、この判断の後も、中国の状況を不服として調査を行い、多数の補助金相殺関税を賦課した。これに対して、2012年に中国は改めてWTO紛争解決手続に協議要請を行い、2014年には中国の主張を認める上級委員会報告書が出され、米国に対して措置の是正が勧告された²²。

(b) EU

中国とEUとの間では、2023年から、電気自動車(EV)に関する「過剰生産」が大きな争点となっている。EUは2023年1月、外国補助金規則(Foreign Subsidy Regulation)を成立させ、中国からの輸入品に関して「原産国での補助金によるダンピング」として規制できるようにした²³。EVの輸入に関しては、「市場の歪曲が生じるような外国補助金に関与している疑いがある場合、当局は自らの判断で調査を開始することができる」という条項を発動し、中国からのEV輸入に関して調査を行い、2024年7月に相殺関税の賦課を決定している²⁴。2024年8月、中国はかかる相殺関税がWTO協定違反であるとして、協議要請を行っている²⁵。また、中国は、EUによる外国補助金規則に基づく中国企業への調査方法に対して、対外貿易法、対外貿易障壁調査規則²⁶に基づき貿易投資障壁調査を行った。中国は2025年1月、EUによる上記調査は、貿易障壁に該当するという最終調査結果を公表し²⁷、EUによる調査は、中国産EVのみを対象として実施していること、補助金の範囲についての認定が広範すぎることで、調査範囲が必要以上に広く企業に対して過大な負担を負わせたこと、調査過程が不透明であること、「市場を歪曲する」等重要な概念の認定が恣意的

²⁰ 「中国の産業政策と経済摩擦—産業政策の経済分析から評価する」 渡邊真理子 p194

²¹ DS379 (*US — Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)*)

²² DS379 (*US — Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)*)、DS437 (*US — Countervailing Measures (China)*)

²³ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_129

²⁴

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/ip_24_3231/IP_24_3231_EN.pdf

²⁵ DS626(*EU — Provisional CVDs on BEVs (China)*)

²⁶ 商務部、2005年2月2日公布、同年3月1日施行。対外貿易障壁調査とは、中国の貿易相手等の国や地域による中国に対する貿易障壁の中国の対外貿易に対する負の影響を取り除き、対外貿易の秩序の維持保護および正常な発展を目的として、貿易障壁を対象として、実施される調査である。

²⁷ https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_dc5084f489584f01b5e770cbb295c74a.html

であること等が挙げられ、中国産 EV が EU 市場に参入することに対して貿易障壁を構成すると結論付けた²⁸。

4. 国（域）内法による措置

(1) 通商法 301 条調査・措置

米国の 1974 年通商法第 301 条は、「不公正な貿易慣行」に対する報復措置を定めたもので、外国の通商措置や政策、貿易慣行が通商協定に規定した米国の権利を侵害する場合や、不合理または差別的で米国の商業に負担や制限を与える場合に、米国が一方的に貿易措置を課す権限を規定している。

米国は、中国が WTO に加盟する前から、中国に対して複数回通商法 301 条調査を行ってきた。WTO 加盟後、米国は、2010 年に中国のクリーンエネルギーに関する補助金について、通商法 301 条調査を行った。また、第一次トランプ政権下の 2018 年には、USTR が中国に対して通商法 301 条調査を実施し、当該調査の報告書において²⁹、中国による知的財産権侵害、米国企業の技術について事実上強制移転を要求する中国政府の慣行や、ネットワークへの不法侵入による営業秘密の取得等、中国による技術窃取等を指摘した。当該調査に基づき、当時のトランプ大統領は対中制裁措置として中国産品に対し追加関税賦課を決定した³⁰。

これに対し、中国は、報復関税として米国産の産品に追加関税を課すとともに、WTO 紛争解決手続に対して提訴した³¹。中国は、米国の追加関税措置が中国産品だけに適用されており、かつ追加関税率が米国の WTO 譲許税率を超えているとし、GATT1 条（一般的最恵国待遇）と GATT2 条（譲許表）に対する違反を主張した。2020 年 9 月にパネル報告書が公布され³²、パネルは、申立国である中国の主張を認め、通商法 301 条措置は GATT1 条並びに GATT2 条 1(a)および(b)に違反するとして、米国に対して WTO 協定に基づく追加関税措置を是正するよう勧告した。

上記 WTO によるパネル報告書が公布された後も、米国は、2024 年 4 月に、中国の海事・物流・造船分野に対する通商法 301 条調査を行い、2025 年 2 月に、当該調査に基づき、追加関税措置ではなく、中国で建造された船舶の米国への入港に対して追加料金を徴収する等の措置案を発表した³³。また、2024 年 12 月、米国は、中国の半導体産業に関する措置、

²⁸ なお、対外貿易障壁調査規則 33 条によれば、貿易障壁が認定された場合、商務部は、二国間交渉や多国間紛争解決手段またはその他の措置を講じると定められている。

²⁹ <https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF>

³⁰ <https://ustr.gov/sites/default/files/2018-13248.pdf>

³¹ DS543(*US — Tariff Measures (China)*)

³² <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/543R.pdf&Open=True>

³³

https://ustr.gov/sites/default/files/files/Issue_Areas/Enforcement/Ships%20Proposed%20Action%20FRN.pdf

政策、慣行を対象に、通商法 301 条調査を開始した³⁴。米国は、中国の半導体産業が自国および世界市場の独占を企図して、さまざまな反競争的、かつ非市場的手段を駆使していることや、中国の措置、政策、慣行は米国や各国経済に有害な影響を及ぼす恐れがあり、米国の産業と労働者の競争力、重要なサプライチェーン、経済安全保障を損なっていると主張している³⁵。これに対して、中国国際貿易促進委員会（CCPIT）は、米国による中国半導体産業に対する通商法 301 条措置の発動は、貿易保護主義であり、一方的な制限措置であるとして、米国は WTO ルールを遵守し、対話と交渉をするべきと発表している³⁶。

(2)EU の反威圧手段規則

EU 理事会は 2023 年 10 月に、EU 域外国による EU や加盟国に対する「経済的威圧」への対抗措置を可能にする反威圧手段規則を正式に採択した³⁷。同規則は、域外国が EU や加盟国の特定行為を中止・修正させる、あるいは、特定行為をさせるために実施する貿易・投資上の措置、またはそれらを実施するとの脅迫を経済的威圧と定義し、そのうえで、域外国が EU や加盟国に対して経済的威圧をかける場合、EU が当該域外国に対して、貿易や投資の制限といった対抗措置を講じることを可能とする。

同規則に基づく調査事例は現時点ではないが、同規則においては、中国への具体的な言及を避けたものの、中国を念頭に置いていることが示唆されている³⁸。中国は、リトアニア産品に対する措置について経済的威圧であることを否定したうえで、米国が、半導体産業において中国に対して輸出制限を行っていることや、EU が中国に輸出することをけん制していることから、中国と EU とともに米国による経済的威圧の被害者であると主張し、EU は中国とともに米国の経済的威圧に立ち向かうべきと主張している³⁹。なお、EU の反威圧手段規則については、同規則に基づき一方的に対抗措置を講じる場合、加盟国の承認なく一方的措置を実施することを禁止する WTO 紛争解決に係る規則および手続に関する了解（DSU）23 条に違反する可能性があると考えられる。また、現時点では必ずしも明白ではないが、前記の米国による通商法 301 条措置に関する WTO パネル決定と同様に、実際に講じられる措置によっては、GATT1 条の最恵国待遇、GATT2 条の譲許表に関するルールに違反する可能性もあると考えられる。

³⁴ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2024/december/ustr-initiates-section-301-investigation-chinas-acts-policies-and-practices-related-targeting>

³⁵ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2024/december/ustr-initiates-section-301-investigation-chinas-acts-policies-and-practices-related-targeting>

³⁶ <https://www.ccpit.org/a/20250110/20250110ru3s.html>

³⁷ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/10/23/trade-council-adopts-a-regulation-to-protect-the-eu-from-third-country-economic-coercion/>

³⁸ 欧州委員会のバルデイス・ドムブロフスキス執行副委員長（通商担当）は会見で、あらゆる域外国がこの規則案の対象になるとした上で、リトアニアの台湾との関係強化を背景に、リトアニアからの輸出品が中国の税関を通過できていないとの事例を挙げ、経済的威圧になり得るとの見解を示したと報道されている。<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/4835615de67cade9.html>

³⁹ https://www.fmprc.gov.cn/fyrbt_673021/jzhsl_673025/202306/t20230607_11091218.shtml

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250007>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp